



医師の働き方改革

皆様の病院に月80時間以上残業している勤務医はいませんか？

まずは労働時間短縮（時短）のための計画を策定してみましょう！

地域に必要な医療を提供し時短に取り組む医療機関を支援をします。

将来的にいわゆる（A）水準を目指す医療機関なども含みます。

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行うこととしております。

補助金スキーム

※対象医療機関は限られています。

※診療報酬における「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象外です。

大阪府

申請 ↑

↓ 補助

【対象医療機関】

- 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が**1000件以上2000件未満**
- 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が**1000件未満**のうち、
 - ・夜間・休日・時間外入院件数が**500件以上** 又は
 - ・周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実が強く働く医療を提供などの要件を満たす医療機関

※対象医療機関の要件、スケジュール等の詳細はお問い合わせください。

連絡先：06-6944-7542(大阪府 医療対策課 医療人材確保グループ)

【参考】

- 医師の働き方改革の推進に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html
- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ(令和2年12月22日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000708161.pdf>
- ・医師の勤務実態把握マニュアル(令和3年8月4日 第13回検討会)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000806377.pdf>
- ・医師労働時間短縮計画作成ガイドライン(令和4年4月1日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24850.html

医療機関の勤務環境の改善に役立つ各種情報や医療機関の取組み事例がご覧になれます！

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

いきサポ

検索

